

青森県地方独立行政法人評価委員会が実施する評価の基本方針

平成21年1月23日 決定
青森県地方独立行政法人評価委員会

青森県地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が実施する地方独立行政法人（以下「法人」という。）の業務の実績に関する評価は、以下の基本方針に基づき行うものとする。

1 評価の基本的な考え方

- （1）評価は、法人の業務運営の改善・向上に資するよう行う。
- （2）評価に当たっては、法人の特色ある取組や工夫を積極的に評価する。
- （3）評価結果は、中期計画の実施状況又は中期目標の達成状況を分かりやすく示すものとする。

2 評価の種別

- （1）事業年度評価 地方独立行政法人法（以下「法」という。）第28条に基づき、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析をし、その結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定を行う評価
- （2）中期目標期間評価 法第30条に基づき、当該中期目標期間における中期目標の達成状況の調査及び分析をし、その結果を考慮して当該中期目標期間における業務の実績の全体について総合的な評定を行う評価

3 評価の実施方法

- （1）評価は、法人の自己評価を付した業務実績報告書等に基づき行うものとする。
- （2）評価は、「項目別評価」及び「全体評価」により行う。

① 項目別評価

中期目標及び中期計画に基づき法人毎に定める大項目別に、法人の自己評価の結果を踏まえ、調査・分析を行い、次の5段階により評価する。

（事業年度評価）

- 5：中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある。
- 4：中期計画の達成に向けて順調な進捗状況にある。
- 3：中期計画の達成に向けておおむね順調な進捗状況にある。
- 2：中期計画の達成のためには進捗がやや遅れている。
- 1：中期計画の達成のためには進捗が著しく遅れており、重大な改善事項がある。

（中期目標期間評価）

- 5：中期目標の達成において特筆すべき状況にある。
- 4：中期目標を達成している。
- 3：中期目標をおおむね達成している。
- 2：中期目標の達成においてやや不十分な状況にある。
- 1：中期目標の達成において著しく不十分であり、重大な改善事項がある。

② 全体評価

項目別評価の結果を踏まえ、総合的に記述式により評価を行う。また、必要がある場合は、業務の改善その他の勧告を行う。

4 評価の結果の通知等

- (1) 評価の結果の通知及び報告は、別に定める業務実績評価書によるものとする。
- (2) 評価の公表は、県のホームページへの掲載により行うものとする。

5 その他

この基本方針に定めるもののほか、評価の実施に関して必要な事項は、評価委員会が別に定める。